

令和5年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

☎ 本庁舎公文書管理室（44番窓口）
☎ 0857-30-8106 ☎ 0857-20-3945

■情報公開制度

▶開示請求者の内訳

| 区分 | 個人 | 法人・団体 | 合計 |
|-------|----|-------|-----|
| 市内在住者 | 50 | 134 | 184 |
| 市外在住者 | 29 | 79 | 108 |
| 合計 | 79 | 213 | 292 |

▶開示請求の対応状況

| 実施機関 | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 対象文書なし | 請求拒否 | 合計 |
|-------------|------|------|-----|--------|------|-----|
| 市長 | 33 | 218 | 0 | 6 | 0 | 257 |
| 教育委員会 | 6 | 5 | 1 | 1 | 0 | 13 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 公平委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 水道事業管理者 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 病院事業管理者 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 議会 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 46 | 237 | 2 | 7 | 0 | 292 |

▶審査請求の状況

| 実施機関 | 件数 | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | 審議中 |
|------|----|----|------|----|----|-----|
| 市長 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

※市長部局へ2件の審査請求がありました。

■個人情報保護制度

▶開示請求の対応状況

| 実施機関 | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 対象文書なし | 請求拒否 | 合計 |
|-------|------|------|-----|--------|------|----|
| 市長 | 17 | 19 | 1 | 2 | 0 | 39 |
| 教育委員会 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 合計 | 17 | 22 | 1 | 2 | 0 | 42 |

※市長部局、教育委員会以外への開示請求はありませんでした。

▶審査請求の状況

| 実施機関 | 件数 | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | 審議中 |
|------|----|----|------|----|----|-----|
| 市長 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

※市長部局へ1件の審査請求がありました。

住宅の固定資産税減額制度

☎ 本庁舎固定資産税課（21番窓口）
☎ 0857-30-8158 ☎ 0857-20-3920

お住まいの住宅の改修を行った場合、次の固定資産税の減額制度があります。

■耐震改修に伴う固定資産税の減額

耐震改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の2分の1を減額。
※長期優良住宅化リフォームを行った場合は家屋の固定資産税の3分の2を減額。

■バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

高齢者などがお住まいの住宅で、バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積100平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額。

■省エネ改修に伴う固定資産税の減額

窓の断熱などの改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額。
※長期優良住宅化リフォームを行った住宅は家屋の固定資産税の3分の2を減額。

【減額を受けるための手続き】

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、工事完了後3カ月以内に申告してください。

減額には一定の要件があります。

詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。
☎ 0857-30-8116 ☎ 0857-20-3957



(注)・これら減額措置を受けることができるのは1戸につき1度に限りです。

- ・上記の各減額措置は、基本的には重複して受けることができませんが、例外として「バリアフリー改修」と「省エネ改修」の減額措置は併せて受けることができます。
- ・都市計画税は減額の対象外です。

インターネット公売

☎ 本庁舎収納推進課（21番窓口）
☎ 0857-30-8161 ☎ 0857-20-3920

【参加申込期間】

7月11日（木）13:00～24日（水）23:00

【入札期間（せり売形式）】

7月30日（火）13:00～8月1日（木）23:00

詳しくは、本市公式ウェブサイト（インターネット公売）、KSI官公庁オークションなどでご確認ください。

生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課（25番窓口）☎ 0857-30-8084 ☎ 0857-20-3918

鳥取地域の祝日のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

| 月日 | 可燃ごみ | 古紙類 | プラスチックごみ | ペットボトル | 資源ごみ 小型破砕ごみ | 有害ごみ 乾電池等 |
|-------------------|-------|-----|----------|--------|----------------|----------------------|
| 7月15日（月） （海の日） | 収集します | | | お休みします | | お休みします ※17日（水）に振替 |

【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前8時までに出してください。ただし、自然災害などでごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しが困難と思われる場合は、次回の収集日（安全な日）に出すようにしてください。



令和6年度鳥取市職員採用試験

【一般事務（高校卒業程度・社会人経験者対象・障がい者対象）・
土木（高校卒業程度・社会人経験者対象）・情報通信専門員・調理員】

☎ 本庁舎職員課（62番窓口）☎ 0857-30-8116 ☎ 0857-20-3957

| 職種など | 年齢要件 | 1次試験 | | 2次試験 | |
|-----------------------|-------------------------------|----------|-------|-------|-------|
| | | 試験日 | 合格発表 | 試験日 | 合格発表 |
| 一般事務B （高校卒業程度） | 平成15年4月2日～ 平成19年4月1日に生まれた人 | 9月22日（日） | 10月上旬 | 10月下旬 | 11月中旬 |
| 土木B （高校卒業程度） | | | | | |
| 一般事務D （社会人経験者対象） | 平成元年4月2日以降に生まれた人 | | | | |
| 情報通信専門員 （社会人経験者対象） | | | | | |
| 土木D （社会人経験者対象） | | | | | |
| 調理員 | 平成元年4月2日～ 平成19年4月1日に生まれた人 | 11月3日（日） | 11月中旬 | 12月上旬 | 12月下旬 |
| 一般事務C （障がい者対象） | | | | | |

【受付期間】7月17日（水）～8月16日（金）

※試験についての詳しい内容は、受付開始日より市役所本庁舎1階総合案内・6階職員課、駅南庁舎、各総合支所、鳥取市関西事務所配布する受験案内または本市公式ウェブサイトでご確認ください（日程が変更になる場合があります）。